

# 商工会へ行こう!

発行元 箕輪町商工会  
 上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286-1  
 発行責任者 向山淳  
 TEL:0265-79-2117

「商工会は行きます 聞きます 提案します!」を合言葉に  
 地域の事業者や住民のみなさまがより暮らしやすいまちづくりに努めていきます。

商工会は地域事業者が会員となり、ビジネスや町づくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設置され、全国的なネットワークと高い組織率（地域事業者の約60%以上が加入）を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策（経営改善普及事業）の実施機関として、さまざまな事業を実施しています。

【経営改善普及事業】小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県が定める資格をもつ経営指導員などが金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。

【地域振興事業】地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、様々な事業に取り組んでいます。

事業でお困りのことがある方は、まずは商工会までお電話ください（0265-79-2117）

<p>経営のこと誰かに相談したい…</p> <p>【経営支援】</p>	<p>税や経理 保険手続ってすくめんどろ…</p> <p>【税務・経理 社会保障・労働保険】</p>	<p>融資のことは相談できる?</p> <p>【金融相談 あっせん】</p>
<p>従業員や経営者のものも備えは?</p> <p>【商工会の共済・保険制度】</p>		<p>地域を元気にするには?</p> <p>【地域振興・まちづくり】</p>
<p>商品やサービスをもっとPRしたい!</p> <p>【販路開拓支援・情報発信】</p>	<p>人脈づくりはできる?</p> <p>【青年部・女性部ほか】</p>	<p>小規模基本法とは?</p> <p>【国の施策ほか】</p>

## 創業・企業のご相談は商工会へ

「自分で会社を始めたい。」  
 「でも、何から始めたら良いのかわからない。」  
 「正直不安でいっぱい。」

箕輪町で創業される多くの方が商工会で相談を受けています。  
 商工会は国の産業競争力強化法の認定を受け、町と一緒に「特定創業支援事業」を実施しています。商工会の「創業塾」では、これから会社を始めたい仲間と一緒に勉強ができます。  
 「創業塾」以外でも、いつでも商工会事務所まで個別相談に応じていますので、先ずはご相談してみたいかがでしょう。



町内保育園に配布したもみじのぬりえは会場に一足早い秋をもたらしました。



オープニング講演で「働きたくなる会社とは」のお題で講演を行いました。

9月18日に5年ぶりに箕輪町商工会主催の「箕輪町産業フェア 2022」来て見て知って 育んで」が開催されました。各部会、部の取り組みを写真で紹介しました。



商業部会では、箕輪中学生と一緒に「SDGs商店街」が開店しました。「箕輪のミライ」ゼロカーボンについて考える機会となりました。



建設部会では模擬上棟式と「動く車」の展示で会場を盛り上げました。



みのちゃんカード事業協同組合では、事前のお買物で抽選補助券を配布し、当日「特賞3万ポイント」ガラポン抽選会を行いました。



女性部ではネイル・アイメイク・ヘアバレッタ製作などの体験コーナーを通して町内の女性起業者の紹介を行いました。



青年部では、当日の会場の様子を生ライブ配信しました。都合で会場にこれなかった方へ会場の様子をお伝えしました。



工業部会では前回の産業フェアで制作したロボット「MIRAI」をリニューアルし展示しました。

# まったくなし！インボイス制度

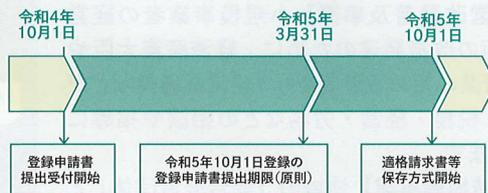
## インボイス発行事業者になるための登録はお済みですか？

インボイスと言われても、「わからない」というのがホンネではないでしょうか。でも今年の10月から消費税インボイス制度は始まります。そもそもインボイス制度とは令和元年10月1日に消費税率引上げとともに消費税軽減税率制度が導入され、8%と10%の消費税が混在するようになり、そのため売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

### ● インボイスって何？インボイス制度って??

インボイス＝「適格請求書」とは、取引で生じた消費税に関する情報を記載した請求書のことです。取引とは商品・サービスを購入する買い手とそれを売る売り手でやり取りします。買い手は「インボイス(適格請求書)」がないと適格な消費税額が分からず仕入れ税額控除を受けることができません。インボイス制度はこの適格請求書を発行したり、受け取って保存したりするルール「適格請求書等保存方式」のことで、

【登録申請手続きのスケジュール】



### ● インボイス(適格請求書)を発行するには??

この「インボイス(適格請求書)」を発行するには、「適格請求書発行事業者」しか発行できず、税務署に登録をしなければなりません。

### ● 免税事業者なら関係ないでしょ??

売り手となる場合→免税事業者はインボイス(適格請求書)の発行や保存などの必要はありません※1が、取引先の買い手よりインボイスを(適格請求書)を求められる可能性があり、無関係ではありません。 ※1所得税法や法人税法上は保存が必要です。

## 現在、消費税の免税事業者の場合

⇒ 現在、消費税の免税事業者の方は、上記の「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出すると、「消費税課税事業者選択届出書」等を提出しなくても、自動的に10月1日から「課税事業者」となります。つまり、消費税を10月1日から納税しなくてはならないということになります。もちろん、免税事業者のままでいることもできますが、取引の相手先から「適格請求書発行事業者」になってインボイスに対応した請求書等をもらわないと困る。」などと言われる場合もありますので、早急に結論を出す必要があります。

#### ① 自社の取引先が「インボイス制度に対応した請求書や領収書」の発行を求めているのか、すぐに確認する。

現在の取引のすべてが、個人のお客様で、「インボイス制度に対応した請求書や領収書」はいらないとの方ばかりなら、制度に登録せずに免税事業者のままで良いのかもしれませんが、お客様が企業の方が多ければ、「インボイス制度に登録して欲しい。」と言われるでしょう。

#### ② 課税事業者になり、10月1日以降は消費税を納税するのか、免税事業者のままでいるのか選択し、課税事業者になる場合は原則3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する。

①での検討の結果、お客様の一部から「インボイス制度に登録して欲しい。」と言われたのなら、迷うところです。そういう企業とは取引をしないという選択肢もあるかもしれませんが、売上は減ってしまいますね。どちらにしたら良いのかわからない方は、すぐに専門家又は商工会にご相談ください。

#### ③ 「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した場合には、「簡易課税を選択するかどうか」を検討し、簡易課税方式を選択する場合は登録日が属する課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出します。

消費税の納税のための計算方法には「簡易課税方式」と「一般課税方式(本則)」とがあり、名称のとおり簡易課税方式の方が、計算が簡単で、税額が少なくなる場合もあります。本来なら、簡易課税と一般課税の選択は、対象となる年度の前日(前の課税期間中)と決まっていますが、今回の「適格請求書発行事業者の登録申請書」提出に伴い課税事業者になる場合は、特例措置があります。

#### ④ 「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して登録したが、取りやめたい。

一度、制度に登録して適格請求書発行事業者になっても、「登録の取り消しを求める旨の届出書」を、課税期間の末日から起算して30日前までに提出すれば、次の課税期間から適用を取りやめることができます。

#### 【消費税簡易課税制度選択届出書提出期限】

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



この他にも、特例措置や今年度から課税事業者になった場合など、事業者によって対応が異なるケースがあります。いずれにしても、対応しなくてはならない期限はすぐそこに来ていますので、わからないことがありましたら専門家又は商工会にご相談をお願いします。

※インボイスへの登録は、強制ではありません。本記事は令和4年12月末の法令等に基づき掲載しています。